

## 平成 26 年度第 5 回介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定委員会

日時：平成 26 年 10 月 6 日（月）午後 3 時～午後 5 時

場所：小金井市役所 8 階 801 会議室

出席者 <委員>

吉田昌克	高橋信子	諸星晴明	鈴木由香
常松恵子	小松悟	境智子	河幹夫
酒井利高	君島みわ子	播磨あかね	川畑美和子

<保険者>

福祉保健部長	柿崎健一
介護福祉課長	高橋美月
介護保険係長	藤井知文
認定係長	樋口里美
包括支援係長	本木典子
高齢福祉係長	佐藤恵子
介護保険係副主査	薄根健史

議題

1. 第 6 期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の策定について
  - ア 検討事項 1 生きがいつくり・就労支援について
  - イ 検討事項 2 健康づくり・介護予防について
  
2. その他

介護福祉課長：

ただいまより、平成 26 年度第 5 回介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定委員会を開催させていただきます。

まだちょっと 1 名いらっしゃってないんですけども、いつもどおり、本日の会議録の作成に際しまして、事務局による IC レコーダー使用の録音をいたしておりますのでご了解ください。また、発言の前には、ご自身のお名前を先におっしゃってから毎回ご発言いただくようお願いいたします。

はじめに、福祉保健部長より挨拶をさせていただきます。

福祉保健部長：

それでは、皆さん、こんにちは。福祉保健部長の柿崎でございます。本日は策定委員会にお越しいただきありがとうございます。朝のうちは台風の影響で、我々も出勤するのが一苦労だったみたいですが、台風が通り過ぎますと、非常に暑くなってきておりまして、天気も良くなってきているところでございます。

本日は次第のとおり、「生きがづくり・就労支援について」ご検討いただくわけですが、実は今日、シニアフェスティバルというのが、本来は市民交流センターで開催されることになっていたんですが、この台風のせいというか、おかげというか、中止となってしまいました。出場する予定のチームは、日ごろから成果を発表するために、いろいろ練習をされながら来ていたんだと思いますので、非常に残念だったんじゃないかなと思っております。演目なども、歌があったり踊りがあったり、中にはフラダンスをやったりとか、いろいろあったようですけれども、それぞれのチームごとに、目標に向かって頑張っていたんじゃないかなと思いますので、このことが次第の中にもある生きがづくりの一つになるのかなとも思っております。

それでは、本日も委員の皆様のご意見の忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

介護福祉課長：

それでは、この後の議事進行につきましては、河委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

河委員長：

第 5 回になりますけども、よろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

事務局：

事務局の介護保険係長の藤井でございます。本日の資料は、次第に記載いたしましたとおり、2 点になります。資料 1 が「小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定のためのアンケート調査の結果（生きがづくり・就労支援について）」というものでございます。資料 2 が、同じく「健康づくり・介護予防について」というものになります。資料につきましては 2 点となります。

お手元に不足等ございましたら、事務局までお申し付けください。

配付資料の確認は、以上になります。

河委員長：

ありがとうございました。

それでは、今の 2 つの資料等を踏まえて、議題に沿って審議を進めさせていただきたいと思います。議題の 1 の初めのほうが、「第 6 期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の策定について」のアの検討事項 1「生きがづくり・就労支援について」を議題といたします。「生きがづくり・就労支援について」の資料についてのご説明をお願いいたします。

介護福祉課長：

介護福祉課長です。それでは、資料 1 をご覧ください。前回と同様に、資料は大きく 3 つの部分に分かれております。1 つ目は 1 ページから 5 ページになりますが、生きがづくり・就労支援に関わります今回のアンケートの調査の結果をお示ししているところでございます。1、2 ページにつきまして、地域活動への参加についての参加したい地域活動については、「特にない」と答えられた方が、75 歳以上の方ですと 20%、5 人に 1 人程度いらっしゃるというようなところと、あとは、「条件にかかわらず参加したくない」というところに約 10%の方が回答をしてらっしゃる、というようなところが気になるところかなと思っております。

また、3 ページにつきましては、地域の居場所についてということで、「地域でのご自宅以外で居場所がありますか」というようなご質問だったと思うんですけども、半数が、自宅以外に特に居場所というのはないよというような、逆に言えば、半数は自宅以外にも何か活動の場みたいな居場所を持ってらっしゃる、というようなところだとは思んですけども、その中で約 2 割の方が、居場所は特に必要ないよ、というような答えをされてる方もいらっしゃる、というようなところが特徴かなと思っております。

また、4 ページから 5 ページにつきましては、就労に関してお聞きした部分です。65～74 歳の男性枠では、約 35%が「仕事をしている」というように回答されている、というようなかたちです。また、「仕事をする意思がない」割合というのが、だいたい 25.9%というところで、低いような状況が出ています。

資料の 2 つ目としまして、国の示した資料等から、この項目に関係するものを挙げさせていただいてるところです。6 ページにつきましては、平成 25 年 6 月に厚生労働省のほうから出ている、「生涯現役社会の実現に向けた就労のあり方に関する検討会の報告書」からの抜粋になってございます。中程のところから、「生涯現役社会の実現に向けた就労・社会のあり方についての提言」というのがございまして、1 つ目の黒い四角部分ですね。こちらが、退職者に向けた地域デビューの心構えみたいなかたちかなと思っております。

2 つ目の黒い四角部分は、様々な社会支援に関係する情報共有とコーディネート必要性。3 つ目につきまして、シルバー人材センター等、地域の核としての機能が求められる団体の機能の連携強化についての提言がされているのかなと思ひまして、今日の項目の参考になるかなと思っております。

また、7 ページですが、こちらは今回の介護保険制度体制につきまして、国から示されました生活支援サービスの充実と、高齢者の社会参加に関する資料ということでございます。これから高齢者の単身世帯や、高齢者のみ世帯というものが、今まで以上に増加していくというようなところがございまして、中程の図のとおり、多様な生活支援サービスが必要とされる状況がある一方で、高齢者の方々には社会参加・社会的役割を持つことで、高齢者の方々の生きがいや介護予防にもつながるというような考え方だと思います。この中で、元気な高齢者の方に、生活支援の担い手として社会参加をしてもらうような

体制を充実させていく、また強化していく、ということが求められていることなのかな、というふうに思っております。

3 つ目ですが、8 ページから「今後の施策の方向性について」でございます。生きがいつくりに関しまして、4 つ挙げてございます。(1) から (4) までというかたちですけれども。

「交流の場の確保」ということで、現状、介護福祉課等で行っている事業などでは、各種の講座の開催のほか、敬老会行事や地域活動といったかたちで、企画の段階からシルバー人材センターや、活動推進員の方に担っていただいているようなものがございますが、市内では住民の方が主体で行っている地域活動も様々ございますので、今後は活動の把握と周知の方法を検討していく必要があると考えてございます。

また、似たような、ちょっと、かぶってるようなかたちにも取れるんですが、(3) ですね。「地域の交流の場づくり」というところで、例えば「コミュニティカフェ」ですとか「認知症カフェ」など、ほかの市や区の先進事例であります昔の保健室等の、地域で好きなときに立ち寄って、相談ができたり、高齢者同士もしくはいろんな方々を通じて、お話ができる場所の要望というのが、アンケートの結果等でも高くなっているような状況がございます。

居場所づくりのような関係では、もしくはサロンのなものとしては、小金井市では「ファシリテーター養成講座」の卒業生の方などが、様々なかたちで始めていただいているようなものもございまして、そういう活動に対して、社会福祉協議会での補助というものも実施されていますので、そういった関係する機関と連携をしながら、地域の居場所づくりというものはどのようなかたちで進めていくのがいかを考えながら、推進に向けてロリ組んでいきたいと思っております。

(4)「介護支援ボランティア」についてです。以前にもお話ししたかと思うんですけれども、現状では、市内の介護施設等で、また、デイサービスの中の講師の先生的なところであるとか、特別養護老人ホームでのお掃除とか、日常のお手伝いみたいなものを、ボランティアの力を借りてる部分がある、というふうに聞いてるところでございます。ボランティアポイントの導入というような話は、他市ではだいぶ進んできてるような状況がございまして、一定のボランティアをすると、その回数等で、年間に応じて何か商品券のようなものがもらえたり、というような制度も導入が進んでいるようなところもありますが、小金井市では、ボランティアに対価を求めるといことがどうか、というようなこともいろいろありまして、これまではあまり導入というかたちには踏み切ってこなかったような経過もございまして。

ただ、今回の制度改正等を受けまして、やはり元気な高齢者の方には、何らかのかたちで地域と関わっていただき活動していただくことによって、それが先ほど話したとおり、介護予防につながるというような考え方もございます。そういったかたちで組んでいったところを踏まえまして、他市で導入されている制度の関係も検討しながら進めてまいりたいと思っております。

次に、「就労支援」に関してでございます。資料のほう、9 ページになります。こちらにつきましては、これまでシルバー人材センターへ補助をすることとしまして、高齢者の方がそれまでの経験や知識をいかしながら、お仕事を介して地域と関わりを持っていただくことを支援してまいりました。今回、新たに導入されます総合支援事業を組み立てていく中で、軽微な生活支援サービスなどを、今までよりは安いかたちでの提供をすることが求められているような部分もございまして、元気な高齢者の方には、支援する側として関わる仕組みづくりを、行政として検討していかなければいけないというふうに考えてございます。

資料の説明につきましては、以上でございます。

河委員長：

ありがとうございました。

今日の議論とされているもの、資料1も資料2も、大雑把に重なっている部分がありまして、それは一言で言えば、前回も申し上げたことと重なるんですけども、言わばお金を使って援助をする、支援するというのをやるかどうか、という議論以前に、ここまで市のお金を使う、あるいは介護保険のお金を使う、使わないを問わず、どんな事業が小金井市の中であると、市民の方々、特に高齢者の方々の生活がより充実したものになるのか。もちろん人それぞれでありますから、強制的にどうのこうのということではないわけでありまして、逆に言えば、こんな事業体が組まれると、市民の方々も参加されて、より充実した日々になるのではないかなというように考えるというのが、今日の議題かと思えます。

従いまして、いずれは関係してくるんでしょうけど、それが例えば、介護予防につながってるから介護保険を使っていいのではないかなとか、あるいはそれが健康づくりに、ひいては介護保険財政にプラスだから、介護保険を使っていいのではないかな、というような議論が、いずれはあろうかと思えますけども、それを今日は少なくとも抜きにして、つまり、効能・効果があるかどうかということよりも、こんな事業があると市民の方々がより良い日々を暮らせるのではないかな、もちろん、参加しない方もいらっしゃるわけですけども、みたいなことを中心に、議論をさせていただければありがたいと思えます。

従って、効能・効果といいましようか、どうやってお金を使うか使わないかという話は、ひとまず、いずれつながっていると思うんですけど、ひとまず後回しにして、こんな事業があるといいよね、という用法ベースというんでしょうか。あるいは参加ベースというんでしょうか、そんなかたちで議論をさせていただければありがたいと思えます。

それでは、あんまり私の言ったことをこだわられなくても結構ですけども、資料1について、今、課長からご説明ありましたので、ご質問、ご意見等をいただければありがたいと思えます。

この「就労支援」という言葉が出てきて、この「就労」という言葉は、いわゆる労働法による「労働」ということと、必ずしも重なってないぐらいの考え方でよろしいんでしょうか？

介護福祉課長：

もともと、シルバー人材センターという組織は、普通の端的にいう「雇用」という部分に馴染まないけれど、高齢者の方で、知識とかこれまでの経験とかがあって、仕事ができるというような方たちに、仕事を通して地域に関わっていただく、というようなところからの団体だと考えております。

具体的に言うと、シルバー人材センターの会員になって、会費を納めていただいた方に、その方ができる仕事の依頼があったときに、その方に行っていただいて、仕事をしていただいて、その分、配分金を受け取っていただく、ようなかたちになりますので、おっしゃるとおり、普通の「雇用」とは違うんだよというところを、シルバー人材センターに関しては、考えていただければと思えます。

また、先ほど、資料の1のほうですね。6ページのほうの提言にありますけど、黒い四角の1つ目のところなんですけれども、企業に勤めた方が、お辞めになってから、地域の支え手になるという尺度から、それまでの考え方をちょっと見直していただく必要があるんだよ、みたいなことが書いてあるんですけども、そこが「雇用」としての仕事と、それから、会社等を退職されてから……。

河委員長：

今おっしゃってるのは、資料1のⅡですね。

介護福祉課長：

ごめんなさい。資料1のⅡのところですね。6ページのところです。すいません。

あくまでそういったところは、ある程度、雇用とかのところでやっていただく、もしくは企業のほうでも少し考えていただく部分になりますので、それ以外のところが、地域では考えていく部分になるのかなとは思っているところです。

河委員長：

今、課長おっしゃいましたように、言わば「就労」という言葉が、福祉の社会と、割と近い言葉として使われるようになって、まだ10年ぐらいであります。ですから、必ずしも定義みたいなのは明らかじゃないんですが、今、課長がおっしゃったとおり、非常に分かりやすく言えば、労働法というか雇用法といいたいでしょうか、の世界が律している最低賃金とか、そういうのが律してる世界と、別の世界があるというふうに、今、労働省のほうは考えてらっしゃって、そういう分野の中に、65歳以上の方々の参加みたいなものがあるんじゃないか、というのを昔から議論して、それがシルバー人材センターになっているわけですが、一方、最近使われてる「就労」という言葉では、当然のごとく、例えば大学を卒業して社会に出ようとした若い人たちが、職場がない。4、5年前の話ですけど。そういう意味では、就労の場を何とかしなければいけない、というときの「就労」が、どちらかという労働法規が関係して関わる分野としての「労働」であります。

これも厳格に言えば分けて考えなきゃいけないのかもしれませんが、私たちの議論としては、そういう意味では、労働法規の外の、言わば「働く」とか「参加」というのと、労働法規の中の「雇用」とかいうのが、かなりだぶって認識されてますので、あまりこだわらずに。週休二日制がどうなってるかとか、40時間労働がどうなってるかという、要はブラック企業にならないようにするためにはどうするかみたいなところは、あまりこだわらずに「就労」という言葉を取りあえず使うようにした上で、議論していただければ。

つまり、「何かは内で、何かは外だ」。あるいは「介護保険の内だ、介護保険の外だ」。就労というのが「労働法規の内だ、外だ」という議論をし始めると、割と考えることが柔軟にできなくなりますので。あとでその振り分けは、しなきゃいけないときが来るとは思いますけど、取りあえずは今日の議論では、割と「何とかの労働法規の内か外か」というのはあまりこだわられずに、提案議論をしていただけるとありがたいな、というふうに思います。

それでは、すいません。前置きを、私と課長でずいぶんしてしまいましたけど、ここからの討議の時間は、皆さん方のご発言の時間に充てさせていただければと思います。

今の資料1について、ご遠慮なくご発言いただければありがたいと思います。

小松委員：

一つ、よろしゅうございますか。

河委員長：

小松さん、よろしくお願ひします。

小松委員：

小松でございます。

1 番の「地域活動への参加」という項目ですけれども、その中に図表の 1-1 というのがありましたですね。その中に自分の楽しみだとか、生きがいだとか、いろいろあるんですけども、このアンケートのときに、それを具体的に、例えば「こういうものだ」ということは聞いてないんですね、これですと。何か大雑把なこと。

河委員長：

例示みたいなものですかね。

小松委員：

はい。

河委員長：

「こんなものなど、自分の楽しみ」みたいなものが。例示があると。

小松委員：

例えば仲間づくりということになると、例えばゲートボールだとか、あるいは囲碁の会だとか、あるいは将棋だとか、いろいろあるじゃないですか。そういう具体的なことは、全然聞いてないわけですね。あるいは今後、そういうことも、詳しくお聞きになるというのがあるのかどうか。

介護福祉課長：

まず、これは、そういう細かいかたちのものは、実際には聞いておりません。ですので、あくまで傾向というか。「地域活動」といった場合に、こういった項目の中で、どういったところだったら参加してみたいかどうか、ということを知っているような状況でございます。

吉田委員：

よろしいですか。地域活動に参加したいというようなことで意思表示がされている人、ほかに「その他」「特にない」「無回答」というふうになって、だいたい合計して4分の1ぐらいの25%ぐらいになる数字なんですけど、これはもう全然、地域活動に興味がないということで、そういう回答だったということで置き換えても、間違いはないですかね。「その他」のところですけど。

介護福祉課長：

ちょっと「その他」というのは、ここの選択肢以外のものというかたちで受け取られて書いてらっしゃる方が多いと思いますので、「特にない」と明確に答えた方がトータルでは17%いらっしゃいます。そこは、地域活動、特にしたいものがないなという回答とか、その他で自分で積極的に立つようなものはないなというふうに受け取られたんだと捉えております。

「無回答」に関しては、ちょっとどちらに転ぶか分からないところですので、そこを混ぜていいかどうかというのは、難しいところかなと思います。

河委員長：

昔、それこそ田舎の村祭りみたいなのに参加するとか、準備するというのは、参加したり準備してる人たちというのは、地域活動に参加してるという、おつもりでいらっしゃるんですかね。つまり、さっきの小松先生の話とだぶるんですけど、どういふのを地域活動と思ってるんだらうかというのと、村祭りは別と思ってような気もするんですけど、違いますか。よく分かんないですけど。

小松委員：

私は、ここに項目いくつかありますけども、この項目は模範解答なんですね、皆思ってるのは。模範解答がバーッと並べてるだけであって、具体的に何をどうするという事は、一切ない。その辺も深くあれしないと、一般回答すぎるのかなという。

河委員長：

多分、今、小松先生がおっしゃってるのと重複するんですけど、昔の地域活動というのは、例えば、老人会に入ってこれこれとか、あるいは防災訓練組織に入ってこれこれとか、あるいは火災防止運動みたいなことをやってこれこれと、何か逆に、こんな事業をやるための組織に入ってます、みたいなのが地域活動という感じがするんですよね。そのときに何とか活動というのを抜きに。例えば防災訓練とか、火災訓練事業とか、そういうふうな組織から考えると、割と答えやすい。例えば、村祭りに参加してるとか。

ところが、ここに書いてある点は、「今日、駅前で新聞配りました」みたいなものが並んでるんで、これ、地域活動かなというのが、多分、答えられた方もピンとつながってないんじゃないかと。こういう類いのやつというのは、厚生省でもやってましたんで、あんまり悪口は言えないんですけども。というような気がするんですけど、違いますかね、これは。

介護福祉課長：

こちらのほう、先ほどあった「特にない」以外のところというのは、複数回答できるようになってございます。また、対象が高齢者の皆様を無作為抽出で、それぞれの区分で何名かずピックアップをさせていただいてアンケートを送らせていただいているような部分がございますので、「参加したい地域活動」といったときに、いろんなイメージ、おっしゃられたとおり、あると思います。例えば、ここに挙げたものが選択肢になっておりましたので、例えばですけれども、お答えになった方の中には、老人クラブで健康づくりの活動というのもやっていますし、奉仕活動みたいなものもやっていますので、そういうところをイメージされて答えた方もいらっしゃると思いますし、「自分の楽しみが得られる活動」というところは、本当に大きいと思いますけれども、趣味でサークル活動を、公共機関とかを借りてやってるような、そういう活動をイメージされてる方もいらっしゃると思います。

私どもとしましては、やはりそれ以外のところで、例えば冊子のほうにお載せしてるものでは、「参加している」と答えた方に対して、「どのような地域活動を行っていますか」というような質問もしております、そこに関しましては、例えば町内会・自治会などの活動をしている、というような割合で



すとか、地域ボランティアの活動をしてるとかという、そういう項目で、別の調査では採ってるような部分がございます。

ただ、そちらについても複数回答ですので、お一人の方で、老人クラブにも参加してるし、お祭りや運動会などのレクリエーション活動もしてるし、というようなかたちでの回答にはなりますけれども、やはり地域活動で参加をしてるといふ答えの中で、複数回答ではありますが、多かったのは、「町内会・自治会などの活動」、あと「地域でのボランティア活動」「公民館や社会福祉協議会で行っているサークル活動」というのが、1番目が36.5%、3番目が30.2%、という割合にはなっているところでございます。

今の質問は、オレンジの冊子の44ページにございますが、参加している活動や行事の内容を問うたものがございます。

河委員長：

これ、実際に生活向上研究所のほうで、このアンケートをやられてた、何か感想ありますか。これはやってないんだっけ。

生活向上研究所：

やっております。

河委員長：

それを整理されながら、何か気が付かれたこと、ありますか。

生活向上研究所：

そうですね。先ほどの町内会・自治会の活動といったような、地縁的な活動だけではなくて、やっぱりパーセントを見てまいりますと、1ページ目にありますけど、参加したい地域活動のほうでは、かなりたくさんの方が、自分の楽しみということを求めてらっしゃるといふことで、そのところを、これから考えていくことが大事なのかな、ということを考えました。

河委員長：

またご質問を続けていただきたいんですけど、前回申し上げたかもしれませんが、こういう活動について、私自身、10年ぐらい前の国民生活白書で取り上げて、書いたことがあるんですけども、こういう活動の主体が何なのかといったときに、非常に大雑把に言って、「町内会」という、今お話あったように、地縁組織で組み立てる。老人会もそうかもしれません。一定の面積の中にある、例えば何丁目町内会にある高齢者グループというかたちで組み立てる地縁組織的、ある面では昔からある地縁組織。それからもう一つは、今の言葉で言えばNPOなんでしょうけど、距離は離れているけれども、同じ趣味・嗜好がある。例えばダンスでもいいですしバレエでもいいですし、あるいは何か創作活動でもいいんですけども、別に隣の人はやってないけども、1km離れた人と一緒にやるみたいなもので、割と地縁との関係になるような、小金井市の中にある生け花をやってる人たちみたいな、そういう活動。今の言葉で言うとNPOなのかかもしれませんが、その2つというのは、多分——別にその2つに限らないんですけど——役割とか意味が違うんじゃないかと思うんですよ。今お話しなさろうとしてる。そうする

と、この地域活動への参加と言ったときに、「地域活動」という言葉そのものから言うと、割と地縁組織というのが頭にひらめくと思うんですよね。10km離れたところにおけるオペラを勉強してる仲間よりも、隣の方との防災活動みたいなイメージがどうしても出てくると思うんで、少し視野を広く取ったほうがいいのかもしれないと、この「地域活動」という言葉については私は思いますが。

すいません。また私がしゃべりすぎて。ご質問、ご意見等いただければと思いますけども。

それから、これも最近の流行りなんでしょうけど、居場所って何なんですかね。居場所って、皆、気楽に使うけど、子どもの居場所というのは何となく分かるんだけど、迷子にならないための居場所というのは。高齢者の居場所というのは、迷子にならないための居場所なんですかね。いやいや違う、どうなんですかね。

酒井委員：

ちょっと、ここの資料が割かしと物理的というか平面的なんですよね。ですから、居場所とかにおいても、どう言ったらいいんですか、地域という場所的なものだけじゃなくて、精神的な要素を含めた居場所というのは非常に大事で。だから多分、ちょっと僕、アンケート調査をちゃんと読んでないんだけど、つまり、所属という問題ですよ。一般的には、家族というのは自分の所属する一番小さな単位ですけど、それ以外の、地域とか関係なく、自分が所属をして、心の安寧とか、癒やしとか、精神的な満足とか、そういったものを共有できてくるような、力になってる所属というものが、あるかどうかというのが、一つ大事。

だから僕は、別に役所にいたときもそうなんだけど、例えば宗教団体、いろいろあるじゃないですか。例えば宗教組織に関わって非常に生き生きとやってる方というのは、例えばこういう高齢社会においては、非常に大事な要素でもあるかなと思ったりもするんですけども。つまり、そういう所属があるかどうかというのが一つ、多分アンケートなんかでも聞くときに大事な要素かなと。その所属することと、この地域というのがどうつながっていくかみたいな。

特に高齢者になってきますと、物理的な移動というのが困難になってきますから、そうすると、小さな単位での地域での所属意識が非常に大事にはなってくるし、今日、会議が始まる前にあった防災の問題とか、まさにてきめんですよね。要介護状態、要支援、要介護になったときの助け合いの問題とか防災とか、そういうふうに考えると所属が、だから、より……。一人の方がいくつも所属あって、そのほうがいいわけですけども、そのうちの 하나가地域の中に自分の所属、そういう場所がある、所属する要素があるということをどうやってつくり上げていくのかというのは、非常に大事になるかなというふうに思ってますね。なかなか居場所って、赤ちゃんからお年寄りまで全部、僕らも含めて、誰でも居場所というのは、非常に大事なキーワード……。

河委員長：

男の隠れ家とかね。

酒井委員：

サラリーマンにとっても、居場所は非常に大事な要素です。会社組織以外にちゃんとあるのかどうか、そういうことを含めて。

そういう意味では、この居場所というのは、このアンケートの中にも。このアンケートは、場所とし

ての居場所なので、それプラスアルファの要素を、それを実際の計画づくりの中では、少し反映していけばいいのかなというふうに思います。

吉田委員：

居場所イコール仲間というような感じしますよね。

小松委員：

同じことですから、簡単に言えば、何かのサークルに入ってますかという、そういうことでいいんじゃないですかね。

河委員長：

むしろね。

小松委員：

はい。そのほうが簡単で。

河委員長：

むしろ、どこかの「組織」という言葉はおかしいけど、集団に属してますか。今の酒井さんのお話もそうだけど、集団に属してる、「家族以外に属してる集団、何かありますか」みたいな聞き方もあるのかもしれないですね。

どうぞ。すみません、吉田さん。

吉田委員：

そういうことだと思うんですよね。家族以外に、人と交わる場所があるかということ、イコール居場所みたいなことで聞いているんだろうと思います。

河委員長：

イメージとして、パチンコ屋で一人座ってる、居場所がありますというのは、何かイメージ違うんですよね、多分ね。多分、この回答で「パチンコ屋に一日います。確かに居場所があります」というイメージは、ちょっと違うのかもしれないですよ。

酒井委員：

コミュニケーションという要素がね。

河委員長：

そうなんですよね。

酒井委員：

居場所とコミュニケーションというのは非常に大事なことで。人間としてみたいなことですね。

障害のある方が、やはり移動支援というのは非常に大事な要素なんですけど、それはやっぱりコミュニケーションとしての移動の問題というのは出てくるんですね。人と人が交わるときの場所。今はネット社会とかありますけども、物理的に会話を交わすとか、交わるというときには、移動という問題も出てきます。これはお年寄りの問題も、基本は同じことであって。

ですから、バスの運営も、シルバーパスとかなんですけど。

河委員長：

だから、さっきちょっとお話あった、災害みたいな話が、多分、別のかたちで浮き彫りにされるのは、やっぱり顔を合わせるコミュニケーションみたいなのが、どこか求められてるんだと思いますよね。生きてるか死んでるかということで、災害コミュニケーションにおいてる、そういう要素がないわけじゃないけども、孤独死をしてないかとかね。だけど、何かもう少し、災害、防災みたいなときには、顔を合わせる安全システム・安心システムみたいなのが、どこか入ってるような気はするんですけどね。

どうぞ。せっかくですから。

5 ページの「希望する就労形態」、さっきの就労ですけど、まさに、なんで就労を希望するのか、というところですよ。もちろんお金とか、今の話じゃないけど、居場所じゃないけども、みたいな、あるいはコミュニケーションみたいなのも、あるんでしょうけども、就労というのが、あるいは仕事というのが、これらをまとめて解決してくれてる、みたいなところが、若い世代というか、現役世代にはあるんで、それが「就労」という言葉になってるのかな、という気はするんですけど、違いますかね、これ。どうなんですか、「就労」という言葉。「就労」という言葉の意味が、ちょっと私、よく分かんないけど。

生活向上研究所：

今日の資料の 5 ページに、なぜ就労したいかということで、自分の知識や技能を活かしたいとか、地域に貢献したいとか、そういうような思いというのがあって、それが仕事ということにつながっている部分というところで、この回答の結果になっているかな、というふうに思います。人それぞれ、仕事に対する思いは違うと思うんですけども、そういう思いを受け止めてもらえるような場があるといいなということで、これから考えていければと思います。

吉田委員：

質問です。

河委員長：

どうぞ。

吉田委員：

吉田ですが。この設問をつくった立場の方は、やっぱり金銭的な対価を得る仕事、そういうことで、こういう設問をつくり上げているんでしょうかね。そこのところを。私はそういう狭い意味の仕事、対価を得るための仕事だということで、これを読んだんですが。設問をした方、その立場にある方。

介護福祉課長：

4 ページのところをご覧くださいと、「現在の就労状況」で、どんなかたちでしてますか、というような質問を、設問の中に。例えば「シルバー人材センターの仕事をしてる」とか「それ以外のことをしてます」とか「してない」もしくは「仕事をしたいが、仕事がない」とかという部分もございます。ここについては就労状況を伺うということもございますし、また、その次の 5 ページのところ「希望する就労形態」というかたちにつきましては、やはり、その方が持つてゐる仕事のイメージって、どういうところにあるんだろう、というところも含めてのところなんです。例えば「知識や技能をいかした高収入の仕事」。収入が多いほうがいいんだよという方、そこに答えた方は、やはり、仕事にはきちんとした対価が求められるものだという、それまでの労働の生活の延長上に、まだできるんだよ、という部分をお答えになつてゐるのかなと思います。

その次のところでは、「知識や技能をいかせれば、低収入でよい」と。ここが先ほども言つていた生きがいもしくは自分に与えられる役割とか、そういう部分としてのお仕事をイメージされてゐるんじゃないかなというようなかたちで、仕事に対する考え方も含めてのご質問になつてゐるかなと思つています。

また、過去にも 3 年ごとに事業計画を立てるごとに、このアンケートというものを採つてきてますから、そちらとの経年の変化、意識の変化等々もつかみたいという部分もございます。

ただ、やはり就労につきましても、先ほどシルバー人材センターの例を出しましたが、おっしゃるとおり、高齢者の方にも二極あると思うんですね。生活を支えるための収入を得るためのお仕事をどんどんしたいよ、まだ元気だよ、という方もいらっしゃるでしょうし、一定、仕事はやり切つたところで、地域で今度は何か役に立つことを、仕事というかたちを通してやるのがいいな、というふうに思つていらっしゃる方もいらっしゃると思います。私どもが、当然、就労をご希望されてゐる方、雇用としての仕事を求めていらっしゃる方は、そういうような情報がある場所をつなぐ、ということも考えていかななくてはいけないんですが、私どもがメインで考えなくてはいけないのが、生きがい等のかたちとしてのことを、メインに考えていきたいので、意識調査をするというようなイメージで捉えております。

河委員長：

この分野の話というのは、一番最初に申し上げたように、全くお金の関数に関係ないとは言わないけれども、どっちかという、お金の関数は後回しにしたほうが、議論は、しやすくなるというふうに思つてます。今の課長の話もそうなんですけども、言わば、お金の関数の部分というのは、実は、かつて厚生省にいたときもそうですけど、65 歳ぐらいまで、70 ぐらいまでは、お金の関数の部分というのは、割とウエイト高いんですけども、65 歳以降あるいは 70 歳以降になると、お金の関数の部分よりも、ここに書かれてゐるような、社会的な意義みたいな部分、それを「生きがい」という言葉がいいのかどうか、よく分かんないけど、生きがいというのは、本人が生きがいがあるなしというよりも、社会の中でその役割を担うことに、価値が見出せるかどうかみたいな、意味があるかないか。だから、シルバー人材センターの議論もそうなんですけど、それが社会的に意義があると思われるような就労、社会的な意義はともかくの就労というのは、ちょっと違うんじゃないかと。むしろ社会的意義という言葉で、分けたほうがいいんじゃないかと。お金で関数するより。とすると、まさにこの 5 ページの表の下のほうは、全部、社会的意義なんです。というふうに理解したほうがいいんじゃないかなと。私はこういうふうに議論としては思つております。だからお金は関係ないとか、お金はどうでもいいと言つてゐるんじゃないかと、やっぱり社会的意義みたいなものが、本人の納得につながる、という要素が強いんじゃないかというふうに。それを生きがいと言つちゃうと、また本人が勝手にパチンコ屋で生きがい感じてゐる、とい

うのとはちょっと違うものがあるんだろうと思うんですね。そういう意味では、生きがいという言葉よりも、社会的な役割とか意義とかいう言葉遣いのほうが分かりやすいような気はしますね。  
どうぞ。

川畑委員：  
よろしいですか。

河委員長：  
どうぞ。

川畑委員：  
先ほどからシルバー人材センター、今後、連携を強化していくのか、というのをやっておりますけど、現在のシルバー人材センターの会員数というのは、前回に比べればポイントも上がっている、0.2ポイント上がっていると言っておりますけれど、こういう就労のことの生きがいをもって、シルバー人材センターに入ってる方も結構いらっしゃると思うんですね。小金井市の現状、シルバー人材センターは他市に比べて活発なのかどうか、ちょっと教えていただければと思います。

それと、シルバー人材センターが請け負っている仕事というものに対して、その範囲ですね。一般的な家庭への支援だとかそういうものでなくて、能力を持っていらっしゃる方ができるということ、生きがいを持てるような仕事を、これからもシルバー人材センターで委託とか、そういうかたちでされているケースがあるのか、ちょっと伺いたいんですけれども。

介護福祉課長：

小金井市のシルバー人材センター、ほかに比べて結構、会員数等もパーセンテージなんかも高いほうだと聞いております。また、会員の方がやってるお仕事というのは、本当に様々、多様なものをお願いしてる、もしくは民間の企業から請けるといようなお仕事もありまして、シルバー人材センター自体がそういうお仕事の範囲を広げるような努力をされています。市役所でお願いしているものと、小さいところでは、例えば賞状の筆耕であったりとか、あとは大きいものですと、駐輪場の受付等の仕事であるとか、あとは、リサイクルセンターの粗大ごみの中から使えそうなものをリサイクルして、自転車等もリサイクルして、安く販売するようなことも、シルバー人材センターにお願いしてるようなこともございます。

景気が悪い時期には、先ほどお話があったとおり、若者の雇用を邪魔するんじゃないか、というようなご意見を、市民の声でいただいたようなこともございますが、例えば一つの、先ほど言ったお仕事を、普通だったら、例えば若い人だったら1人が月曜日から金曜日までずっと詰めてやるようなお仕事でも、短い時間でたくさんの方が関わってやっていくようなお仕事、というようなかたちで、そういう一般の方の雇用を邪魔しないような形態のものを探しつつ、行っていくというようなものを考えています。

また、様々な資格等を活かして、例えば過去にヘルパーとしてお仕事をしていた方が、高齢になってお辞めになってから、家事援助のようなものを安価で引き受けるようなかたちのものを行っていたりとか、これからも考えていかなくちゃいけないとは思ってる部分ですけれども、介護保険制度自体で、きっちり、こういう資格を持った人が行かなくちゃいけない、こういうお金で行かなくちゃいけないみ

たいな、そういう制度から漏れるような部分を、引き受けていただいているようなこともございます。

また、今よく問題になっている、お子さんの関係であれば、育児の補助とか、何かのお迎えに行くとか、というようなことも、少しずつ始めてるような話も来ているところです。

河委員長：

前回、高橋委員がおっしゃったような、電球みたいな。こういう言い方は不適切かもしれないけども、特に目立った専門能力がなくても、ただ生活をする上では極めて重要なことって、あるわけですよね。そういう分野を、シルバー人材センターが担うというのは、私は十分あると思うんですけども。

さっきちょっと申し上げた、もう一つの例で言うと、金沢で職人大学校というのをつくってまして、あるいはご承知の。兼六園の雪吊りをする人が、もういなくなっちゃって、あるいは昔の旧民家を手を入れる人が、いなくなっちゃって、あるいは瓦葺きの瓦を、うまくつくれる人がいなくなっちゃって、15年ぐらい前、金沢市が肝入りで、全国から職人さん研修しますと言って、70歳ぐらいの人たち、金沢市内の職人さんたちが、研修の講師をします。結構、月に10回ぐらい教えるんで、5万円ぐらいしか払ってないんですよね。ただ、その職人さんたちにしてみれば、そういう瓦の話とか、植木の話とかいうことを文化として伝えられるというんで、非常に誇りを持ってらして、その職人大学校に殺到してるんですね、講師の側が。月5万円ぐらいで。それを習いに来る人たちは、全国から集まってるんですけど、習いに来てる人たちで、金沢のいろいろな建物を修理したり。そうすると、かなり誇りの持てる高齢者の。77歳で、この文化がなくなってしまうものを、何とか伝えたいと。だからもう、二者択一じゃないんだけど、そんなのを組み合わせ方があるんじゃないかな、と思ったんですけど、いかがですか。

川畑委員：

ありがとうございます。ただ、私がちょっと質問させていただいたのが、皆さん、割と、シルバー人材センターという、言葉はご存知なんですけど、なかなか自分から登録しようとか、どういう仕事があるかということ、ご存知ない方が結構多いんですね。魅力的な仕事があれば、おそらく「やってみたい」というほうの方たちも参加されると思うんですけど、なかなか周知がされてないという現状、、、

河委員長：

豊職人さんとか、生け花みたいな世界って、結構、シルバー人材センターで、科目で人気あるんですよね。ただ、そうじゃないと、「誰でもできるけど、あんた、やりませんか」と言われると「じゃあ、私、やります」と、なかなか手挙げにくい。

川畑委員：

仕事の内容をうまくPRすることによって、「何かやりたい」「自分ができることがあればやりたい」という人たちもそこに参加できるという、そういうすくい上げは出てくるんじゃないかな、と感じております。

河委員長：

それとやっぱり、今、課長が言った、今のお話とも重なるんですけど、さっきのように、シルバー人材

センターというのは、雇用の外という、そこはものすごく意識してる部分で、雇用とかぶるような説明ができないんですよね。雇用とかぶる説明したっていいんじゃないかと思うんだけど、今、川畑さんのお話を聞いてて思ったのは、雇用とかぶる分野の説明を避けようとする、雇用にならないような分野。だから、誰でもできるような分野の話に、どうしてもなっちゃうのかなど。実際は違うんですけどね。

川畑委員：

ただ、私なんか聞かれると、「お金はいいんだよ」という方も、結構いらっしゃるんですね。その方に対する PR というところが、今まで少し欠けているような面はないかなど。

河委員長：

ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員：

市民公募の高橋です。

今、お話を聞いていて、私の 81 歳の父のことを、ふと考えてみたら、町内会には入っている。でも居場所とか、心の癒しの満足の場所ってあるのかなど、今ちょっと、すごく考えてしましまして。もう 81 歳で、シルバー人材センターへ登録するという、そういうエネルギーもないわけですよね。仕事をするとか、地域で何か役に立とうというよりも、自分がお世話してもらいたいと。

河委員長：

受身になってね。

高橋委員：

そうですね。そうすると、顔を合わせるコミュニケーション、酒井さんが先ほどおっしゃったのを考えると、週に 1 回リハビリに行ってる。それから週 2 回ヘルパーさんに来てもらってる。それとあと病院へ行ってるとか、そういうかたちでのコミュニケーションということで、そういう高齢者の方というのは、非常に多いと思うんですけども、どうしたらいいのかなど。むしろちょっと質問したくなってしまったんですけども。元気な高齢者の方は、どんどんアピールして、「こういうのがあるよ」とお知らせすれば、外に出て行けるんですけど、出て行けない高齢者は、さあ、どうしたらいいんでしょうか。

河委員長：

高橋委員おっしゃるとおりで、1980 年代以降、介護保険に到達するまでに、結構いろんな事業を営んだ中で、計画してみた中で、すごく介護保険後まで残ってというか、発展したのが 2 つありまして、一つはデイサービスなんですね。デイサービスというのは、「あなた、体、少し具合悪いから、来て何かしたらどう」といって、車の送り迎え付けて。さっきの酒井さんの話じゃないけど、何となく人と、口を聞いたりせざるを得ないと、デイサービスセンター行くと。そのうちに新聞読んであげるみたいな話が始まった、というのが一つ。



それからもう一つは、これはもうちょっと体の具合悪い人で、グループホームなんですよ。グループホームあるいはグループリビングとか、いろんな言い方してましたけど、やっぱり、ある程度、住居を移してるんだけど、その中で役割を見つけると元気になってくる。これはまさに小金井の近くで、立川に至誠という老人ホームありますけども、至誠老人ホームで、グループリビングみたいなのをやって、そのうちにあるおばあさんが、こう言うとしりませんですけど、問題行動がひどく出ていたおばあさんが、1年ぐらいすると、すごく活気持って、後片付けしたりしてくれるようになったと。そのおばあさん、なんでそんなになったかという、着物の着付けがすごくお上手で、職員の着物の着付けを教えてあげたらしいんですよ、その人が。それがすごく元気になっちゃって。考えてみたら、高齢者って、こういう機会って、なかなかないんだというのが、至誠老人ホームで発見された。これ、NHKで報道されたから、すごく有名な案件ですけど。

気が付かないんだけど、そういうことをやってるうちに元気になってしまうと。だから、ぼけというのが、絶対悪くなる方向としかあり得ないんだというのは、どうも嘘なんじゃないかと。別に良くなるかどうか知らないけど、明るくなったりはするみたいなのが、デイサービスとグループホームで発見されたことです。

だから、むしろ具合の悪い部分を奇貨として、そのための事業というのができたというのは、日本の社会、良かったかと、私は思ってるんですけどね。もちろん、そういうところは絶対行きたくないとお父さんがおっしゃったらしやうがないんだけど。

吉田委員：

よろしいですか。

河委員長：

どうぞ。

吉田委員：

デイサービスの一種かもしれませんが、小金井の市内にもあると聞いてるんですが、託児所ならぬ託老所があるんですね。あれ、結構、流行ってるという話聞きましたけど。それは行ったことないから、分かんないんですけども、そういうのも制度、制度というか現実、そういう存在はあるんですね。そこは自由に行って、気ままに過ごしてます。だけど、認知症対策には一応なってる、というような感じですかね。

河委員長：

託老所というのは、どちらかというと、デイサービスまで必要がない人たちをどうしようか、というんで生み出された、試みの事業なんですけど、割と全国的に、託老という言葉がよかったのかもしれないんですけど、全国的に割と広がってますよね。だけど、何があるかというのは特に決まなくて、それがまたいいのかもしれないですね。

デイサービスはどっちかという、やることが割と決まってる。託老所って、ただ集まってるだけですから、何をやってるかというのは、個別、託老所によって全然違ってるんで、それもまたいいのかもしれないですね。

吉田委員：

デイサービスは、見聞きしてるんですが、やっぱり、払う報酬との関係で画一化されてるから、皆一緒に昔の童謡を歌うとか何か、そんなことが主になってしまってる。

河委員長：

風船飛ばしたりね。

吉田委員：

それに全然関心を持たない年寄りがいるわけですよ。

河委員長：

一緒に風船飛ばすのが絶対嫌いなお年寄りって、結構いっぱいいるんですよ。

吉田委員：

そうですね。

酒井委員：

昔は、今、介護法が始まってデイサービス、通所介護という表現してますけども、以前は趣味・生きがい活動とか、そういう言い方を、一部でしてましたよね。今で言うデイサービス事業なんですよ。一つの目的としては、趣味・生きがい活動、当時だったら、虚弱高齢者の。

河委員長：

デイサービスって、酒飲んでる会合って、結構、多かったですけどね。老人クラブ。

吉田委員：

それは楽しそうですね。

酒井委員：

そこに行って生きがいを見つけて、いろいろ活発に活動するみたいな、そういう場所ですよというニュアンスはすごく強いんです。

河委員長：

今から 30 年ぐらい前、デイサービスで酒を出していいかどうか、という議論してて、面倒くさいから「出しちゃったら」と言ったら、結構、人気出ちゃって。やっぱりそういう田舎の町内会なんかだと、やっぱり酒が出ないデイサービスというのは行きたくない、みたいなのがありまして、当時。30 年前ですけど。

じゃあとりあえず、この資料の 1 に伴うものは、とりあえずここまでにして、またこの議論というのは、前回もそうですけども、振り返ることがあるでしょうけども、もう一つの資料についての議論、資

料 2 のほうをご説明いただけますでしょうか。

介護福祉課長：

それでは、資料 2 をご覧ください。健康づくり・介護予防に関する資料になります。まずは最初のところですね。1 ページから 4 ページまでのところに、健康づくり・介護予防に関わるアンケートの調査結果の中から、関係するものを抜粋して、掲載しております。1 ページから健康づくりに関するものですが、健康診断の受診状況ですね。そちらと、あとは健康な生活を送るために、市民の方が心がけていることに対するご質問をさせていただいています。心がけていることに関しては、複数回答になっておりますので、だいたい上位としては、バランスのとれた食事、健診の定期的な受診、規則正しい生活、あとは 4 番目に、運動する習慣を持つというような、かたちで出てございます。先ほど、ちょっと飛ばしましたが、健康診断の受診状況に関しては、全体で、個別年齢別のところでも、受けているという方が、アンケートにお答えをさせていただけるような方々ですので、意識の高い方が多いのかと思います。80%以上の回答となっているような状況でございます。

また、2 ページですね。こちらは、「健康な生活を送るために市から支援してほしいこと」の回答になります。高い割合を示しているものにつきましては、趣味・余暇活動や地域活動などの場所や機会の提供。だいたい 2 番目ぐらいに入ってるのが、「広報や健康教室などによる情報や知識の提供」。あとは「心身の機能に関する健康診断の実施」というようなところが、3 割から 2 割というようなかたちで、高いパーセンテージになっているところです。

また、同じく 2 ページの下ですね。④「友人関係と健康状態」ということですが、こちらのほうは、1 か月間の間に友人・知人と会ったというような回答は「会ったことがある」というような人数別に、その方たちの健康状態を集計で出してみたところ、知人とか友人の方と会った人数が多くなるほど、健康な状態が良いような方向の傾向が出ている、というような回答結果が出ているところです。

また、3 ページにつきましては、介護予防についてのところで「二次予防事業対象者の該当状況」ということでして、高齢者一般の中で、認知機能の低下や、うつ、口腔機能の低下というような部分に該当するような、このチェックリストの項目に該当されている方が、二次予防対象者の中では多い、というような傾向が出ているところです。当然のことですが、男性も女性も年代が上になるに従いまして、機能低下の傾向は見られているような状況ですね。

4 ページのほうにつきましては「介護度別にみた高齢者保健福祉サービスの利用意向」。介護保険制度ではない一般会計での高齢者福祉サービス、どんなものが使ってみたいか、というような設問に対する答えになっております。

また一番最後、4 ページの下のところですね。こちらは、今回の事業計画のために採ったアンケートの結果ではなくて、平成 21 年に、内閣府が出している「高齢者の地域におけるライフスタイルに関する調査」のところから、60 歳以上の男女を対象とした調査で、困っている世帯に、どんな手助けだったら、してますか、もしくはしようと思う気持ちになりますか、というようなご質問での回答、というようなかたち。安否確認の声かけであるとか、話し相手や相談相手になれるとか、あとは、ちょっとした買い物やごみ出しのお手伝いみたいなどころについては、「しようと思う手助けがある」というように答える方が、80%を超えているような状況があるということでございます。

また、2 つ目の項目ですけれども、5 ページ、6 ページに、「健康づくり・介護予防に関する国の指針」と、あとは制度改正によって導入される「新しい総合事業」や「生活支援サービス」に関する国の提示

した資料を、掲載しているところです。

また、大きなⅢとして、7ページから、「今後の施策の方向性」でございます。7ページに「高齢期の健康づくり」についてを、(1) から (3) まで挙げているところでございます。こちらにつきましては、健康の維持・増進についての学習、定着のための取り組みを行っていくということで、「健康増進支援事業」の指針ですね。(2) につきましては、加齢による身体機能、生活機能の低下抑制や疾病の予防、早期発見、健康づくりのための各種健康相談事業の充実。3つ目に、「歯科医療連携の推進」というようなものを挙げているところです。

また、8ページから10ページの上段までが、「介護予防・日常生活支援総合事業の実施」についてでございます。今回の制度改正の中での一つ大きな項目となっておりますが、国から示されたガイドライン案をもとに、具体的な内容を、今後考えていかななくてはいけないので、現状では、申し訳ございませんが、国の資料の抜粋を含めまして、総合事業実施について、もう少し詳細にお示しするようなかたちで、代えさせていただいてるところでございます。

9ページをご覧ください。(1) では、その新しい体制になった場合にも「相談・サービス利用体制の整備」ということで、これから総合事業を使って利用までの体制をつくっていかなくてはならないんですが、保険者であります市や地域包括支援センターでの手続きの変更に係る市民への周知、説明の体制整備を、総合事業への移行までの期間に行わなければならないこととなります。

また、(2) でございます。「介護予防・生活支援サービスの構築」になります。9ページ下半分の図をご覧ください。左から3番目の箱の一番上のほうに「訪問型サービス（第1号訪問事業）」というところがございますが、その箱から延びている部分ですね。一番右のところ、①から⑤がございます。①のところ、現状、介護予防給付というところで提供している訪問介護相当のものを用意しなくては行けないかな、というふうを考えているところです。また、②から⑤のところ、多様なサービスを、市町村で地域の状況に応じて移していくというか、事業化していくような部分になってございます。例えば、今の一番右のところ、一番上の「訪問型サービス」のところから延びてる③の、「訪問型サービスB（住民主体による支援）」となっているところですか、真ん中のところで「通所型サービス（第1号通所事業）」のところから延びてる①から④でございますが、こちらの③のところであるとか。あとは、その次の「その他の生活支援サービス」の②のところ「住民ボランティア等が行う見守り」。このような部分を、住民主体によるサービス提供や見守りの体制づくりということが求められておりますので、現状、実際にはいろんなかたちで行われてるものがあるかと思いますが、それをどういったかたちで、地域支援の事業化をしていくかを、考えていかななくては行けないような状況がございます。

資料の10ページをご覧ください。(3) の「介護予防マネジメントの充実」となっています。こちらは、今は国のほうで示してるような状況がございますが、実際には、給付でケアプランを、それぞれの方に立てると思いますが、総合事業の利用者に対しても、ご自身の機能の維持・向上に向けた目標設定を行って、それに向けたケアプランの作成等を行っていくようなかたちを、国のほうからは、そういうようなイメージでやってくださいねというものが、この資料のようなかたちで出ているわけです。それを実際にやっていくのは、これまで介護予防、要支援1、2の方のケアプランを組んでいた地域包括支援センターのほうに、位置付けられるようなかたちになるかと考えてございます。ただ、それ以外にも、センターには様々なことがございますので、まずは介護予防ケアマネジメントの体系づくりというものを、市が行っていかなくては行けない、というふうになっております。

最後ですね。10ページの下半分。大きな2の「介護予防事業の充実」となっております。申し訳

ございません。こちらの項目の番号は、2 となっておりませんが「3」の誤りでございましたので、申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

介護予防の充実に関しましては、(1) から (3)、3 つ挙げさせていただいているところです。まずは (1)「介護予防事業への参加の促進」ですね。先ほどご説明をいたしました総合事業に含まれることとなります、一般介護予防事業という部分がございますが、今現在は、元気な高齢者向けの一次予防事業と、要介護状態になる可能性の高い高齢者向けの二次予防事業というかたちで、対象者ごとに予防事業というものを行ってきたわけですが、こちらをそういう分けをせずに、高齢者の方全体に対して行っていくような、かたちをとるように組み替えていかななくてはならない状況でございます。どちらにいたしましても、これまでも一次予防、二次予防につきましては、なかなか参加者が増えないというか、そういう体制が作りきれなかった、というようなところも課題に残っておりますので、今後、介護予防活動への参加者の拡大と、あとは、そういう公共的な部分に参加した後、継続的に何らかのかたちで、介護予防の取り組みが進められるような体制づくりを図っていききたい、と考えているところです。

(2) のところですね。「認知症予防事業の充実」を挙げさせていただいております。認知症予防につきましては、様々な私どもが行っている、例えば介護予防の講座等ですとか、そういうところでも積極的に取り上げていくこと、また健康づくりの事業等との連携した取り組みを充実するなど、早期からの取り組みを充実させることを考えてまいりたいと思っております。また、並行いたしまして、認知症への理解を、住民の方に周知、理解を深めていくというようなことも進めていかななくてはいけないことだと考えております。

(3) では「地域における自主的な取組の支援」ということで、先ほどもちょっとお話ししましたが、介護予防については、いろいろなかたちで、住民の自主的な活動を支援していく必要があると考えてございます。今現在も、小金井のさくら体操という、ご当地体操を取り入れた活動など、地域で自主的に活動が様々立ち上がっているところですが、介護予防リーダーの養成などをしながら、介護予防活動を担っていただくとともに、介護支援ボランティアのところでもお話ししたかと思うんですけども、介護予防活動に関しても、ポイント制の導入などができないかも含め、検討を進めてまいりたいと考えているところです。

資料のご説明については、以上でございます。

河委員長：

ありがとうございました。

資料 1 と資料 2 を通じてなんですけども、冒頭にちょっと申し上げたことと重なるんですけども、一つは、お金をどういうふう導入するか、あるいはしないかというのは、取りあえず後回しにして考える、というのが一つと。それからもう一つは、これは皆さん方もお気づきかと思うんですが、簡単に言うと、自治体が何をやるのか、あるいはサービス提供者あるいは事業者、もちろん医師会の方々含めて、プロフェッショナル集団がどういうサービスを提供していくのかということと、市民といいましょうか、サービスの利用者がどういうサービスを欲するのか、という 3 つの局面があると思うんですけども、その 3 つの局面が、介護保険制度ができるころから、良い意味でも悪い意味でも、全部混線するかたちで議論をするようになった、良い意味でも悪い意味でも。ですから、市役所が何をやるかというのは、サービス提供事業者が何をやるかということと、利用者が何をやるか。言わば、登場人物が 3 人出てくるんですけども、それぞれが、どういうかたちで参加するのかというのが、言わば混線するかたちで、良

い意味でも悪い意味でも。さっきの「参加」みたいな言葉で、重なるようになって。さっきの川畑さんのご意見もそうなんですけど、そういう混線で、かえって分からなくなってしまうものが。シルバー人材センターって、何やってるんだと。昔は「シルバー人材センターは、こういうことをやってます」ということで説明すれば終わりだったのが、今、シルバー人材センターにどう市民は参加するのかとか、市役所はシルバー人材センターでどんなメニューを考えるべきか、というのが混線するようになってから、議論が結構、見えなくなってるところがあるんで、登場人物は3人いるということは、3人いるで結構ですけども、私はこれからの議論というのは、これは私の提案ですけど、どちらかという、サービスを担う人たち、専門職の人たち、あるいは医師会の方々含めた方々が、どんな設計で、市民のために、こういう事業ができるかできないかというようなかたちで、お話をしていくほうが、分かりやすいんじゃないかと思うんですね。市民が何を欲するかというのは、先ほどのアンケートなんかを踏まえて考える必要があるわけですけども、何を欲するかというのは、一応アンケートを踏まえて考えながら、ところで、事業はどうしようかと。そのために市役所はどういうバックアップができるか、あるいは市役所自らが何をやるか。というような書き方をしていったほうが、分かるんじゃないかと。

実は21世紀になってから、介護保険制度というのは、まさに利用者主体ですから、利用者が主語になって、言葉を書きに来ただけでも、利用者が主語になって書けば書くほど、提供者はいったいどういうものを提供して、先ほど「シルバー人材センターは何をやってるんですか」という説明が、だんだん少なくなってしまって、聞いている人も分からなくなってしまうところを、少し注意したほうがいいかなと、書き方で。今日の資料でもそうなんですけども。というふうに思いました。特に介護予防みたいな世界になりますと、また後で小松先生のほうからお話あると思いますけども、播磨さんのところで、言わば、かつては、この分野というのは、基本的には保健所で何やってるか、という説明でだいたい終わりだったんですよ、20世紀の間は。それが言わば、非常に範囲が広がってきて、介護予防事業そのものの範囲が広がって、介護保健事業としての面も出てきて。そういう中で、やや議論が分かりにくくなってるのかなと思ったんですけど、播磨さん、どうですか。

播磨委員：

そうですね。保健所のほうでは、本当に今、市民、こういった具体的な予防サービスとは離れてしまっていて、対象が難病であり、精神疾患の方のところになってしまっているんで、なかなか難しいんですけども、以前、保健所で行っていた健康教室であるとか、あるいは歯科のサービスであるとか、そういったところが、ここに入ってくるのかなというふうに思いますけれども。

河委員長：

まさに保健所にバックアップしていただきたいようなものというのは、かなりあるんですけども、今おっしゃるように、どっちかという役割分担みたいなもので、保健所は高度なことをやると。どちらかという、市町村のほうで現実的なことを考える、みたいな分類になってしまって、ややその意味での、保健所のバックアップがほしいなという部分が、ちょっと距離が多くなったのかなという気がします。20世紀の間は、ほとんどこの分野では、保健所で何考えてるか説明してくださいとって一件落着いたんですけど、必ずしもそういうわけにはいなくなってるのは、十分認識しつつも、何かやっぱり保健所というのは長い間の歴史ある分野として、もう80年になるんですか、保健所制度が日本に敷かれてから。みたいなことをちょっと考える必要があるんじゃないかなと。あるいは主語としての保健所とい

うんでしょかね。サービス事業供給主体としての保健所みたいな議論を、少し書かせていただいてもいいんじゃないのかなと。割と分かりやすい世界なんだと思うんです。

小松先生、どうぞ。

小松委員：

資料2の第1ページの「健康づくり」の中に、「高齢者一般調査」というのがあります。実は9月16日から、ちょうど今、来年の1月15日まで、だいたい4か月間、一般的にやってる健康診断ですね。これはご存知のように、身長、体重から血圧から、採血して貧血、肝臓、腎臓、心電図、胸の写真撮って。これはルーチンで決まってるんですね。それはその結果を、また患者さんにそれぞれ説明しますけども、そのほかに、いわゆる一般的に、例えば肺がん検診だとか、あるいは大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診と、いろんな健診があるわけですよ。そういったものは、これには書いてございませんけど、今、特に皆さんに、ここでご注意申し上げたいのは、私のところは消化器専門から言うわけじゃないんですけども、本当に今、大腸がん検診がものすごく増えてるんです。乳がんと大腸がん検診が、なぜ今増えてるのか。絶対量はもちろん胃がんが一番多いんでしょうけども、傾向としてはだんだん少なくなって、大腸がんはずっと上がってるわけですね。

これが7月ごろ、検便やってるんです。2回ほど持って行って、検便でやって、出血反応を見て、出血反応ある人は、いわゆる大腸の場合は、大腸ファイバーというのを必ずやらなきゃいけない、というふうになってたほうがいいんですけど。小金井でも、これをやる人が、何十人という検査はいるんですけども、実際問題、大腸ファイバーまでやる人はほとんどいない。

私の口から言うのは、ちょっと語弊があるけど、私のところはたまたま息子と私がやってまして、息子がやって、おやじはもう引込んで、検査の処理だけ、ちゃんとやってくればいい、実際やるのは俺がやるからと。胃カメラ含めて、もうだめなんですね。

それは別として、そういうかたちで、医師会の先生方で、検便プラスになったのは、ほとんど私の息子のほうに大腸ファイバーの依頼が来る。それで、ずっと見てますと、私のところでやってる大腸ファイバープラスになって、なおかつ、いろんなところに紹介しなきゃいけないのが、最低、毎年10人以上います。だから大腸検診の検便というのが、知らなければそのままいっちゃうわけですよ。健診やってプラスだったために、大腸ファイバーやって、その結果として病院送りが10人以上いるということは、知らなきゃ分かんないわけですから。

そういう時代ですから、一般健診ももちろんそうだけでも、各検診。それから、もう一つは乳がん検診ですね。今、マンモグラフィーだとかいろいろありますけど。多分、小金井には、マンモグラフィーは桜町しかないんじゃないですか。我々はエコーだとか、そういうのをやりますけども、マンモグラフィーやれば、なお良いということで。これも今、増えてます。

ご存知のように、小金井も若いお嬢さんが多くなった。食事の内容が少し変わってきたというような原因がありますが、今お話ししたように、大腸がん検診と、乳がん検診が実は増えてますので、これは特に注意なさったほうが。これは老人だけじゃないんですがね。後でお話ししますけど。そういう検診というのは、やっぱり受けたほうが良いと思います。場合によっては、受けなきゃだめだと、言えるかもしれませんが。そんなに難しいことじゃないと思いますからね。

河委員長：

今、先生おっしゃったように、言わば、国民健康保険の世界で、健康診断の世界が、かなり地元の医師会の先生たちのご協力をいただけるようになって。昔はそれこそ、サラリーマンの健康保険は、会社のほうでやって。だけど住んでる住民の人のほうは、なかなか健康診断がうまくできない。住民のほうですと、職種別は、食堂の調理師さんとか、そういうのはありましたけども、言わば住民ベースのものが、うまくできなかったのが、本当、この2、30年、かなりその分野は、医師会のご協力も得てできるようになったので、それらをうまく組み込んでというか、協力いただいてというのは、これから大事なような気がしますよね。この間、小松先生おっしゃったように、この議論そのものでも、医師会の考え方みたいなものも、ある程度方向を示していただけると、それに合わせて、どのように設計していくのかというのを、できるようにしますので、またよろしくをお願いします。

小松委員：

分かりました。

それから、ちょっと付け忘れましたけど、一般検査というのは、一番、増えてるのは、ご存知のように糖尿病ですね。それから高脂血症、コレステロールとか。いわゆる動脈硬化のこと。この2つは年々増えてますので、これはぜひお受けになったほうがいいと思いますけど。

ひとまず。

河委員長：

ありがとうございます。

その辺り、さっきの播磨さんのお話じゃないですけども、やっぱり広い意味でのヘルスの世界で、広い意味での医療の世界が、かなり地域においては、つながり始めてるとというのは、私は非常にありがたいことだと思います。

ほかにご質問、ご意見等。

どうぞ、鈴木さん。

鈴木委員：

最初の資料の1ページのほうに、8のほうにあった「介護支援ボランティア」というところとも関連すると思うんですけども、資料2のほうに、先ほど訪問型のサービス、住民主体型とか、通所型のサービス、住民主体型ということで、ボランティアさんとかを活用される、ということがあると思いますし、6ページのほうにも、生活支援のほうで「介護支援ボランティア等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開」とかという例もありますけれども、私どものサービス事業者側として、今までもボランティアの方、たくさんお受けすることができて、皆さん、80を過ぎてらっしゃる方も、今日行くところというところで、やりがいがあるところということで、たくさんご利用いただいて請けてます。

そういった中で、一つ良い例ということで、各地で導入されてる例の中で、今、在宅向けに介護支援ボランティアを活用していこう、ということなんですけれども、ポイント制が活用されるときに、施設でやってるボランティアというのは、ポイントというかたちの扱いをされてるところもあるでしょうし、そうしてないところも、もしかしてあるのかもしれないんですけど、そういった良い例ということで、そういうものが入るのかということもちょっとお聞きしたいなと思ってますけども。



介護福祉課長：

私、さっき、ちょっとうまく説明できてなかったと思いますが、他市で行っているボランティアポイント制の導入、多いのは、逆に、施設でのボランティアさんへのポイント付けというものが多い、と聞いています。やはり例えば施設だったら、先ほどお話をしたとおりに、デイサービスも、何かやる取組の講師の先生であるとかで来てくださったときに、ポイント1回ポンと押せますとか、あとは、特別養護老人ホームなどの施設のお洗濯だったりとか、庭のお手入れだったり、食事のお皿洗いだったりというようなところでのお手伝いに来て、何時間かやっていただいたら、ポイントを押すみたいなの、そういう管理をする部分というのが、やはり事業者側の方のほうが、きちんとやっていただける。だから、ボランティアの受け入れをやっていただけるという施設に手を挙げていただいて、一方でボランティアがしたいという方を、基本はだいたい65歳以上の高齢者の方々を考えているわけですが、そういった方たちの間でのマッチングをしながら、ポイントを貯めて、年間で何回以上、活動していただくと、例えば何千円か相当の地域で使える商品券を出すであるとか、地域の特産物の野菜を、何千円分お渡しするとか、というようなことをやってる市町村が多いと聞いています。

今回、多分、そういうものも踏まえて上で、国のほうで制度設計をしている部分はあると思います。先ほどお話であったとおりに、自宅に訪問介護の部分ですよね。要支援1の方の訪問介護を含めて、給付ではなくて、地域支援事業、総合事業の中でやっていく中で、どういった部分を、住民主体のサービスとしていくのかというのは、私どもでもちょっと悩ましいところかなと思ってます。一つの考え方として、先ほどあったとおりに、すでに実証されているシルバー人材センターとか、社協の取組等から導入ということも考えられるかな、とは思っているところです。

河委員長：

どうぞ。

鈴木委員：

良いか悪いかは別として、ポイント制がないときと、あるときも経験したんですけど、ないときに、ある意味、いろんな高齢福祉じゃないところで、ボランティア的な要素をやっていらっしゃった方のご家族が、こんなに地域に貢献してきたのに、例えば特養に入るときに、ポイントとして加算してもらえないのか、というお問い合わせも、前ですね、すごく前なんですけど、あって、「そういうのは今、ないんですよ」なんて言葉は申したことがあるんですけど、そういった中で、それがいいかどうか分からないんですけども、やっぱり、多少のそういう考えもあっても然りなのかな、と思うときもありますし、何とか地域に貢献してくださる方もたくさんいらっしゃるので、それに報いたいという事業所の思いもあります。なので、そういうポイント制がうまく活用されるといいというのは、希望としてございます。

河委員長：

今、鈴木さんがおっしゃったように、非常によく分かるんで。

私もこの世界、長く生きてきた人間でありますので、やや老婆心ながら言うと、ポイント制って、5年に1回ぐらい、流行り物みたいに出てくるんですよ。流行り物みたいに出てきて、どこかで面白いからとやってみて、あんまり伸びないで、自然に消滅するというのが、5年に1回ぐらい繰り返してる

というのは、私は——また酒井さんは違うことをお持ちかもしれないけど——そんなふうに思っています。

ですから、さわやか福祉財団が、それに近いことをやろうとしたときに、堀田さんって法律家ですから、少しきちんをつくろうとするんですよ。きちんをつくろうとするなら、今、鈴木さんのお話だけど、やめたほうがいいと、私は堀田さんに言いました。参加して何か参加賞みたいなものを差し上げるというのは、全然悪いことだと思わないけど、3回参加すると30円で、5回参加すると50円みたいな、法律上、非常に明確なギブアンドテイクみたいなルールをつくると、必ず失敗しますよ、と私は申し上げて、それは今もって、私は考えは変わらないですね。あんまり厳格なつくり方をするものじゃない、ポイント制は。

今おっしゃったように、ポイントになるものとならないものは、必ずあるわけで、そうすると不公平だとか、そっちに皆の目が向いて、鈴木さんばかり得して、河さん、損してるじゃないかとか、そういうことを言う人が出てくると、せっかく良い気持ちでやってたのが「鈴木さん、もっと得してるなら、俺やらない」とか、どうせ河さんは、そう言い出すわけだから、そうならないようにするよな、言葉は不適切だけど、かなりルーズなポイント制ならば、私はあるかもしれない。ただ、厳格なポイント制というのは、だいたいうまくいかない。ただ、法律やってる人間とか、行政をやってる人間は、割と緻密につくろうとするから、だから5年に1回で失敗するんだと思うんですよ。

と思うんですけど、どうですか。

介護福祉課長：

やはり今回、国が制度改正の中で言ってきた部分というのは、今、ガイドライン案の中でも、すごくふわっとしたかたちですし、初めからNPOとかボランティアとか、多様な実施主体のサービスと言っているとこでも、そこが今、河先生のおっしゃったとおりのお話だと思っています。

地域支援事業とは言え、私どもは、皆さんからお預かりしている保険料であるとか、公費それぞれの負担という割合が頭にあると、どうしてもお金に換算して、ここは公費でやっていいのかしら、どうなのかしらというところに振り回されます。ただ、多分、それだけではやっていけないんだという実態があって、国は一定の舵を切ったのではないかと思われま。

河委員長：

違うと思うな。堀田さんの影響だと思うな。

介護福祉課長：

そのポイント制が出てきた話というのも、この地域支援事業、先ほどの総合事業でも何でもなんですけれども、市町村がその介護報酬に代わるものを、「いくらでこの仕事をやってね」というその「いくら」も決めていかなくはないような状況で、その中で私どももずっとポイント制を入れて来なかった中に、先ほどおっしゃったとおり、ボランティアを、対価で、お金で評価してしまうような部分というところに、なかなか馴染まない部分もあるし、ボランティアをやってる側の方からも、あくまで無償で役に立ちたいんだ、というようなことを言われる方もいたと聞いています。そこら辺のところを、うまくやっていく考え方というところで、先ほどちょっとお話したのが、介護支援のところに入れるのではなくて、例えば予防のところでは何か、予防リーダーさん、頑張ってくださいるところに、何か出せないかとか、そういうポイント制でやっていくと、ポイントを集めることに楽しみを見つけていただい

て、継続的に参加をしていただけるのであれば、それが広い意味での介護予防につながるんじゃないかというところ、皆さん、どういったかたちだったら、介護予防の事業に参加したいなと思っていただける、もしくは自分のできる範囲で能力を使って、ボランティアみたいところ、もしくはちょっとした報酬が得られる、事業に参加がしていただけるかな、というところの観点でご意見をいただくと、参考にさせていただけるかな、と、思っているところでございます。

酒井委員：

ちょっとよろしいですか。

河委員長：

どうぞ。

酒井委員：

ちょっと質問も兼ねてなんですけども、今の資料2の9ページ。その中で、訪問型ですよ。だから、今まで要支援の方で、介護予防教育を受けた方が、ホームヘルパーさんの派遣関係とデイサービスの2つに関しては、地域支援事業へ移りますよ。それで、まだ金目の問題というのが、今日はあんまり議論しないということなので、単純に考えますと、従来の訪問介護はそのまま、①訪問介護、網掛けのもですよ。従来の通所介護はそのまま。そうすると、それぞれ網掛けで、②から⑤まで、②から④までありますよね。これなんていうのは、新しい拡充分というふうにするのか。例えば、今までの要支援の認定枠が少し厳しくなって、そこから弾かれた人ですね。従来は、要支援認定を受けてたけれども、新しい認定方法では、例えば弾かれた、そういう方は、②とか③とか④に回ってもらうとか、そういう要素も入ってるのかどうか、ということが一つ。

それともう一つ。ここに書いてある、例示されてある項目というのは、例えば事業としてやる、というふう考えた場合には、つまりボランティアさん、つまり、ほとんど報酬の付かないボランティア組織でもって、義務的な事業を継続的に、雨の日も風の日も雪の日も、継続的に実行する組織を実際に作り得るのか、という問題があるかと思うんですよ。だからつまりは、対価があるということが、お金の多寡は別にしまして、対価があることによって、義務が発生すると。だから、今までは任意でやってたものが、逆に言うと、もっと法的な義務が生ずる制度変更なんですよ、もしそこを担い手とするならば。そうすると、従来、ボランティアとして、良い意味で曖昧にやってた部分を、より義務化した地域支援ボランティアみたいなことなんで、逆に言うと、行政側が、介護保険会計なのか一般会計かは別にして、きちんとした財政的な支援を含めて、支援をすることによって、住民の担い手をしっかりと下支えするということが、多分、必要になってくると思うんですよ。そこは数か月後に、金目の問題として出てくるでしょうから、例えば実際、今、小金井市でいらっしゃる要支援の1,000人ぐらいの方が全員が、訪問介護も通所介護も両方きっちり使えるのかどうか、①の枠で。そういうことも多分、今から出てくるかと思しますので、もとが財政問題がベースになって、こういう制度変更してる部分もありますので、全員がそっくり使えるときに、なかなかちょっと思えないんだよね。そしたら、もっとお金がたくさんかかる仕組みになっちゃうんで。その辺はどうなのかなと思いますけど。ただ、少なくとも義務化して住民組織でやる場合は、小ボランティア的な発想では、かなりきつい。そうすると、ある程度事業化をして、責任制と義務制を持っておこなきゃいけないから、それを担保する支援というのは、

多分、必要なんだろうというふうに思いますけどね。

吉田委員：

よろしいでしょうか

河委員長：

どうぞ。

吉田委員：

今の酒井さんのご意見に、私も同感なんですけど、やっぱり新しい制度を打ち出して、小金井市も積極的にやろう、という姿勢を打ち出してるように見える「介護予防・日常生活支援総合事業の実施」というところですが、これで要支援のところ、広がってくるわけですね。そのところは従来、介護保険の給付に相当するものは、そこから出ていているわけですから、当然ボランティアじゃなくて、対価を伴うワーカーによって、それは実施されるべきだと思うんですけど、もう一つそれを踏み越えて、要支援のみならず、要介護、要介護の一番下のランクの、要介護 1 でもいいんだと思うんですけど、体力増強、筋力増強、こういうやつの運動がありますよね。これを見てますと、一応、どこかで集中的な教育をした上で、小金井のさくら体操の組織に委ねていこうということですが、それはそれでいいんですけど、私も興味持って、私が所属してるスポーツクラブで、一般のガイダンス的な説明、実際の経験をしたわけですが、説明を受けて運動をするという。これが NHK の「クローズアップ現代」でも、ある日、取り上げられたと記憶してるんですけど、確かに介護認定度の減少も、有効化も見られた、というようなことを番組で言っていましたけども。要支援の次の、要介護の 1 のところでも、どうもそういう元気な人を対象にしてるような、筋肉トレーニングなんかをやらせてみて、改善するものであれば、これは積極的に、お金を少し注ぎ込んで、介護保険の給付金の中から注ぎ込んで、成果を上げるということを、視野に入れるべきじゃないか、という個人的な意見を持ってるんですけど。実際に私はそれを、運動をやってみての感想です。

河委員長：

今の吉田さんの話とさっきの酒井さんの話、多少整理しますと、最初に酒井さんのほうのお話というのは、非常に長く介護の問題をやってきた人間たちというのは、割とすぐ分かることなんですけど、介護保険制度ができる前に、ボランティア組織として、言わば、介護サービスを提供してた団体というのは、結構あったんですよね。そこはある面では、介護保険に乗って、お金をもらう団体になることも可能だったし、それから、介護保険制度に乗らずに、ボランティア組織として継続した団体が 2 つあったんですよね。これはどっちが上か下かじゃなくて、またどっちが能力あったかないかじゃなくて、どっちかという、団体の運営の理念みたいなもので、2 種類になったわけで。これがまた不思議なことに、この 2 種類になったものが、一つの法人でやってるところって、どこもないんですよ。全国で 1,000 ぐらいそういう団体があったんですけど、全部どっちかに分かれた。つまり何を言ってるかという、ボランティアとして介護を存続した団体と、介護保険に乗せて介護報酬を受け取ってる団体というのは、一つの団体に絶対ならないんですね。これは私は、その中にいる人たちの気持ちは、すごく分かるような気がします。ですから、ここに書いてある訪問介護の世界というのは、まさに介護保険に乗った団体

なんですよね。ここに、介護保険に乗った団体に、②から⑤みたいな多様なサービスを合わせてやってもらうというのは、あるいは可能かもしれないけども、今②から⑤みたいなのをやっているボランティア団体に、介護保険制度との関係を求めると、すごく嫌がると思います。ですから、そこは、①と②から⑤までの組み合わせ方というのは、まさに主語として。先ほど酒井さんおっしゃるように、誰が担うのかというときに、主語として、きちんと分けて考えたほうがいいと思います。そのときに、②から⑤までやるやり方というのは、これは今の吉田さんの話じゃないけど、個別給付じゃないんですよ。要介護認定、「要介護の3だから、こういうサービスを提供する」「要介護4だから、こういうサービスを提供する」じゃなくて、今のどっちかという、健康づくりみたいな世界で、誰か指導者がいらして、誰が得したか、損したかよく分かんないけども、集団の中で健康づくりをやる。要介護が3の人もいるし要支援の人もいるし、もっと言えば、元気な人もいる、みたいな中で行われる事業みたいなものを、どうやって組み込んでいくのかということだと思う。この組み込み方というのは一つしかなくて、簡単に言えば、団体に補助をするか、団体に補助をしないかしかなくて、利用者ごとに補助を設計する今の介護保険みたいなやり方は、基本的にはとり得ないという前提で②から⑤を考えたほうが、設計は私はしやすい。というか、それしか設計のしようがないと思うんですよ。②から⑤を個別給付として、Aさん用に何、Bさん用に何というのを、認定してやるというのは、私は非常に無駄が多いし、実際は実現不可能だというふうに思ってます。そうすると最後は、訪問介護の②から⑤までと①を一つの法人でやるのか、別の法人でやるのかというのは、かなり慎重に考えたほうがいい。一緒にやってできるんじゃないかというふうには、私は簡単には思えない。例えば、特別養護老人ホームをやっているところが、訪問介護の部隊を担うことはあり得るかもしれないけど、②から⑤の部隊を担うというのは、私は、特別養護老人ホームの部隊として、極めて難しいと、率直に言って思います。やっちゃいけないということはないけど、難しいだろうな。

というようなことを含めると、今の酒井さんのお話と吉田さんの話を含めると、やっぱり、②から⑤の、お金を使うにしろ使わないにしろ、やり方と①のやり方は、私は基本的に、全然違うんじゃないかということ、踏まえておいたほうがいいと思う。それは今、吉田さんもおっしゃったように、②から⑤みたいなものをやる必要ないと言ってるんじゃないかと、やるときのやり方は、①とは違うんだというふうに考えたほうが、私はいいんじゃないかと思いますけど。

酒井さん、どうですか。

酒井委員：

ちょっと、国がどうかまではあまりよく分かってない部分もあるんですけども、やはり今おっしゃったように、多分、②から⑤に関しては、包括的な捉え方をされるんだろうというふうに思いますし、①は自治体は必ずやらなくちゃいけないけど、②から⑤に関しては、市側といいますか、保険者側の裁量の余地も、かなり出てくるんですよ。だから逆に、地域の中で良い環境をつくらうと思えば、ここへのどのくらいお金を投下するか、どのくらい事業主体を育成するかとか。

河委員長：

だから鈴木さんのところがやってくれるということ、介護保険課長が説得できるかどうかの話。そういうネゴシエーションの世界で決めてもらうしか。

酒井委員：

ただ、②から⑤はそんなに、多分、事業者にしてみれば、十分なお金がもらえない仕組みですよ。だから、ボランティアの要素も含めて、何とか事業主体を育成したい、という思いだろうと思いますね。

河委員長：

だから多分、社会福祉法人の外に、この部隊をつくるんだろうと思うんですね、もし特養がやるならば。

酒井委員：

例えば、まちのあり方から見れば、住民が主体の事業体を、②から⑤に関しては、大きな事業体でお願いしますというんじゃなくて。補助金出すからお願いしますというのは、結果は早いんですけども……。

河委員長：

結局、市役所の手間暇が、結構大変になりますけど、頑張ってください。

介護福祉課長：

介護福祉課長です。

国の考え方というところも含めまして、少し。それを私どもが、きちんと理解してるかどうかもあるんですけども。まずは介護認定の方法については、今時点で、その認定の内容が変わるというようなことは、説明を受けてございません。ただし、先ほど、市が積極的にこの方向に行くように考えてらっしゃる、というようなご意見もいただいたところなんですけど、先ほど来お話ししてる「新たな総合事業化」というのは、国のほうから、平成 29 年の 4 月までに、全自治体、全介護保険の事業者が行うように、言われています。本当はできるところは、平成 27 年の 4 月からやっていいよと言われてるんですけど、この後のお金の話も含めまして、私どもも当初からは無理だろうな、と思っています。例えば総合事業を始めた段階であっても、あくまで要支援 1、2 の認定がなくなるわけではなく、例えば、移ってくる訪問介護、通所介護以外の要支援サービスを、給付で使ってらっしゃる方は、今までどおり、ケアマネさんが給付のほうで付いて、ケアプランを立てていくというところには変わりはないと聞いてます。ただし、訪問介護、通所介護しか使ってらっしゃらない要支援の方々については、ケアプラン作成も含めて、地域支援事業の中で行うんだよと。そうすると、介護の給付の世界というのは、様々な基準から、報酬から、国全体で決まってる、やってきたものの代わりとなるものを、市町村では、基準をつくって、ケアプランのやり方もつくってやっていかなきゃいけないのがあります。先ほど酒井さんからご意見いただいたとおりに、当初、この総合事業を始めたときには、今、要支援 1、2 の認定を受けてらっしゃる方で、そういう方については先ほどの、①の訪問介護とか、①の通所介護というものを使っていくんでしょう。ただし、それ以外、認定を受けてない人も含めて、もしくは要支援 1、2 の認定を受けてる人が、期限切れとか、有効期限が切れる時期になったときに、いきなり認定の更新をするか、それとも専門職が行ってきた①とか、②のサービスじゃなくて、それ以外のサービスでも、その方の生活、自立した生活が営んでいけるのではないかとということと、ご本人の希望等々を含めて、判断をされたときには、認定の更新を受けなくても、チェックリスト等で判断ができるような仕組みづくりになる、と言われているんですね。なので、ここは難しいところだなとは思うんですけども、先ほど①を、必ず今までどおりやっていて、そうすると、②以降のところは、当然アップになっちゃうわけ

だから、お金はたくさんいるよね、というお話が一つあります。ただ、地域支援事業も、何らかのかたちで枠決めは、最高このレベルまでしか使えないよというようなものは、当然、国からも示されますので、その枠の中で、何を優先してやっていくかが一つあります。

河委員長：

だから、ちょっとお金の話は、後にしましょうと言ったのは、そういう公務員が好きそうな仕事の話をお場でしてもしょうがないんで、まさにどういう事業を営む、まさにさっき私が申し上げたのは、事業主体を中心に、頭を整理したほうがいいんじゃないかと。

介護福祉課長：

そうですね。そうでしたら……。

河委員長：

市役所の金庫がどれぐらいあるか、という議論を今してるわけじゃなくて、事業主体がそれが成し得るか成し得ないのか、あるいは酒井さんおっしゃったように、事業主体として社会福祉法人じゃないほうがいいんじゃないかとか、そういう議論をしたほうが、この場では適切なんではないか、と私は思っています。

介護福祉課長：

じゃあ、今回の制度改正を受けて、市役所として一つ考えなくてはいけないなということは、このやり方で、一つは住民主体の仕組みを、うまくつくれば、先ほど言ったとおりに、支援する側に立った人は、介護予防も一遍にできちゃうよ、というところがあるんじゃないかと思うんです。長い目で見ると、そういう方々は、なかなか要介護にならないわけですから、給付のお金も抑えられるんじゃないか……。

河委員長：

だから、お金のことを考えるからだめだ、と言ってるわけ。

介護福祉課長：

というかたちで組んでいきたいなというところが、今の方向性としての大きな考え方なんです。

河委員長：

というのは、基本的に、皆さん、全部忘れていただいて、お金の関数でやると、こういうのってつまなくなるわけだから、少なくとも今日の段階では、お金の関数とか、役所の金庫の大きさというのは、とりあえず後回しにして、事業主体をどういうふうに考えていくのか。さっきのあれじゃないですけど、鈴木さんの法人が担うのか、それとも住民のための、ある程度の法人みたいなのを、意識的につくるのか、それから健康づくりみたいなものと一緒に考えるのか、あるいは介護予防と訪問介護と一緒に法人をつくるほうがいいのか、というところは、すごく重要なポイントだと思うんですね。

介護福祉課長：

難しいところですね。

国の制度では、確かに将来的な部分も含めて、考えなくてはいけないようなところが示されているので、私どもも今まで3年ごとの期間限定でいろいろ考えてきたところですが、その中にやはり10年後の姿というものを考えながら、目先のことだけじゃなくて、10年後も考えなさいよと、国からは言われているところですよ。

あとはやはり、すごく良い循環をつくれ、という理想的な話をされている一方で、河先生からは「するな」と言われているお金の面についても、すごく伸びる部分は、少し緩やかに伸びるようにしてほしいというのが、国から示されている、今回の改正の主眼のところだと思います。それをやっていかないと、制度自体がだめになっちゃうんじゃないか、というような危機感は、説明会等ではされています。

酒井委員：

今の観点で一点だけ。

河委員長：

どうぞ。

酒井委員：

すいません。

今の課長さんの説明だと、要支援の方が、例えば、個別給付に行くのは訪問看護ですよ。看護と福祉用具ですよ。

介護福祉課長：

上（給付）のほうですね。

酒井委員：

そうですね。そうすると、要支援の方と訪問看護の方というのは、圧倒的に少ないと思うんですよ。そうすると、多くの方はヘルパー派遣の訪問介護と、デイサービスですよ。その方がそれだけの単体のサービス利用だけだったならば、個別認定からも外れますよ、とおっしゃる、そういう意味ですよ。個別給付からも外れますよと、そういう方は。そうすると、現行では、そういう方が、それは多分1,000人近くいらっしゃるのかもしれない、要支援認定の方は。そのうちの何百人かだけでも。そうすると、多くは、地域支援事業の中に移らざるを得ないですよ、というふうに認識しておいたほうがいいですね。

介護福祉課長：

そうですね。

酒井委員：

そうすると、ますます、この部分の事業主体をどうするかというのは、非常に大事な問題。それで、お金は介護保険ほど入ってこないから。



河委員長：

事業主体が大事なんですよ。

酒井委員：

そうですね。

河委員長：

どうぞ。

常松委員：

常松です。

訪問介護事業所をやっているんですが、今、地域支援事業に移行する、参加するかしないか、来年度どうするか、という話し合いをしてるんですけど、やはり今いる予防の利用者さんは、最後までお付き合いしよう、というようになるんですけど、その先がどうしようと、そこで話がいつも止まってしまうんですね。ですから、できたら、市のほうの方針とか、ビジョンというか、それを早めに……。

河委員長：

逆なんだと思うんですよ。市の話は後回しにしたほうがいいんですよ。市が先に言っちゃだめなんですよ、この話は。

常松委員：

こちらから「これをやりたい」と言ったほうが。

河委員長：

そういう設計にしていかないと、だめなんですよ、この仕事の仕方は。と私は思ってますけどね。

常松委員：

声出させていただいて、一緒にやっていきたいな、と思います。

河委員長：

ほか、どうですか。

では、取りあえず時間も来たようでありますので、また、今の議論の途中経過みたいのところになりますけども、ほかに何か委員の方々から、ご意見等ございますか。1、2の資料についての説明はとりあえず終わらせていただいて、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務連絡をお願いいたします。

介護福祉課長：

次回の開催について、ご連絡をさせていただきます。

次回第6回目の計画策定委員会は、11月7日金曜日、午後2時から、本日同様、小金井市役所第2

庁舎 801 会議室、こちらのほうで開催を予定してところでございます。

また、開催日近くなりましたら、資料のほうを送らせていただきたいと思いますので、予定等に入れておいていただければと思います。

以上です。

河委員長：

ありがとうございました。

日程がだんだんハードになってきますけども、よろしくご協力のほどをお願いいたします。次回 11 月 7 日、一月後でありますけども、2 時からということで、またこの場で集まりたいと思います。

今日はありがとうございました。